
第2章 基本的な考え方

1 国土強靱化の取組みについて

平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災では、それまでの知見をはるかに超える被害が発生し、地震災害等に対する、わが国の社会システムがまだまだ脆弱であることが明らかとなった。

また、近年、全国的に1時間降水量50mm以上（非常に激しい雨）や、80mm以上（猛烈な雨）の短時間強雨の観測頻度が増加しており、計画対象降雨を上回る豪雨により、甚大な浸水被害や、山間部における土砂災害が発生するなど、気候変動に伴う災害リスクの増大が危惧されている。

国は、平成25（2013）年12月、大規模自然災害等から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守るとして基本法を公布・施行、平成26（2014）年6月には、基本法に基づく国基本計画が閣議決定された。

これを受けて、大阪府は、平成28（2016）年3月に府地域計画を策定した。

そして、国は、平成30（2018）年12月に、平成28（2016）年熊本地震をはじめ、その後に発生した災害の教訓などを踏まえ、国基本計画の改訂を行った。あわせて、人命を守り、電力、水道など重要インフラ等の機能維持を図るため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を行うこととした。

さらに、国は、令和元（2019）年8月、国土強靱化地域計画に基づき、地方自治体が実施する補助金・交付金事業に対して、予算配分を重点化することとし、地方自治体に国土強靱化地域計画の早期策定を促し、国土強靱化の取組みを一層推進していくことを示した。

大阪府は、国基本計画の改訂、大阪府北部を震源とする地震や平成30（2018）年台風第21号などの災害の教訓等を踏まえて、令和2（2020）年3月、府地域計画の見直しを行った。

2 市が取り組む意義

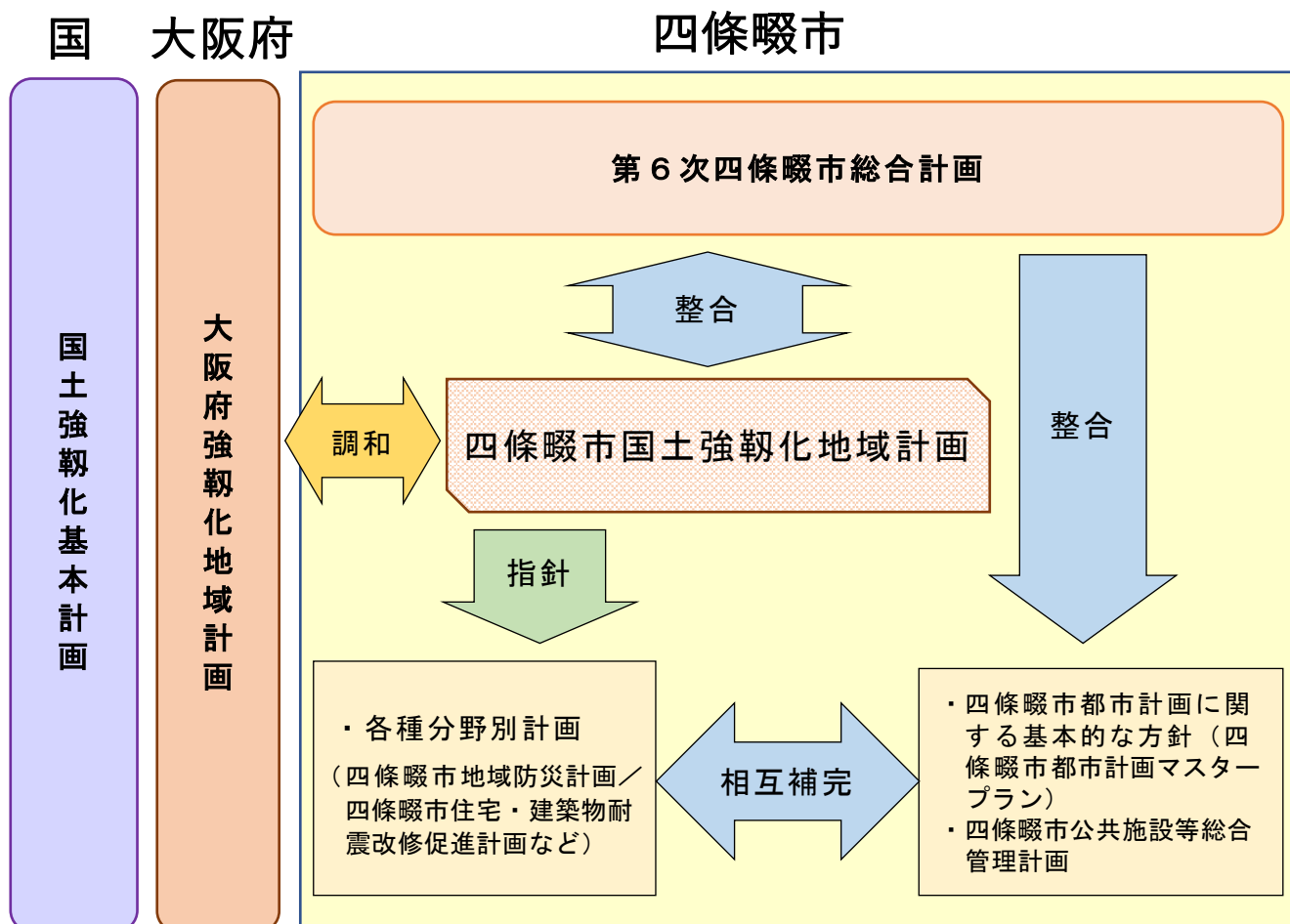
市は、大規模な自然災害が発生しても「致命的な被害を負わないだけの強さ」と、被災後も「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」の創出を市民と行政が手を携え具現化できるよう、国基本計画や府地域計画の改訂、過去の災害による教訓を踏まえて、「四條畷市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」として策定する。

また、本計画を踏まえ、各部局において関連計画に基づき、個別の取組みを進めることで、市域の強靱化を図るものである。

3 計画の位置づけと期間

（１） 計画の位置づけ

本計画は、基本法第１３条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、国基本計画及び府地域計画との調和を保ちつつ、市の総合的な指針となる「第６次四條畷市総合計画」とも整合を図り、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針とする。



(2) 計画期間と計画の見直し

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とし、概ね中間にあたる令和8（2026）年度に各種施策や事業等の進捗について検証を行う。

また、本計画は、市内外における社会経済情勢の変化や、国、大阪府の国土強靱化施策の推進状況等を勘案して、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行う。

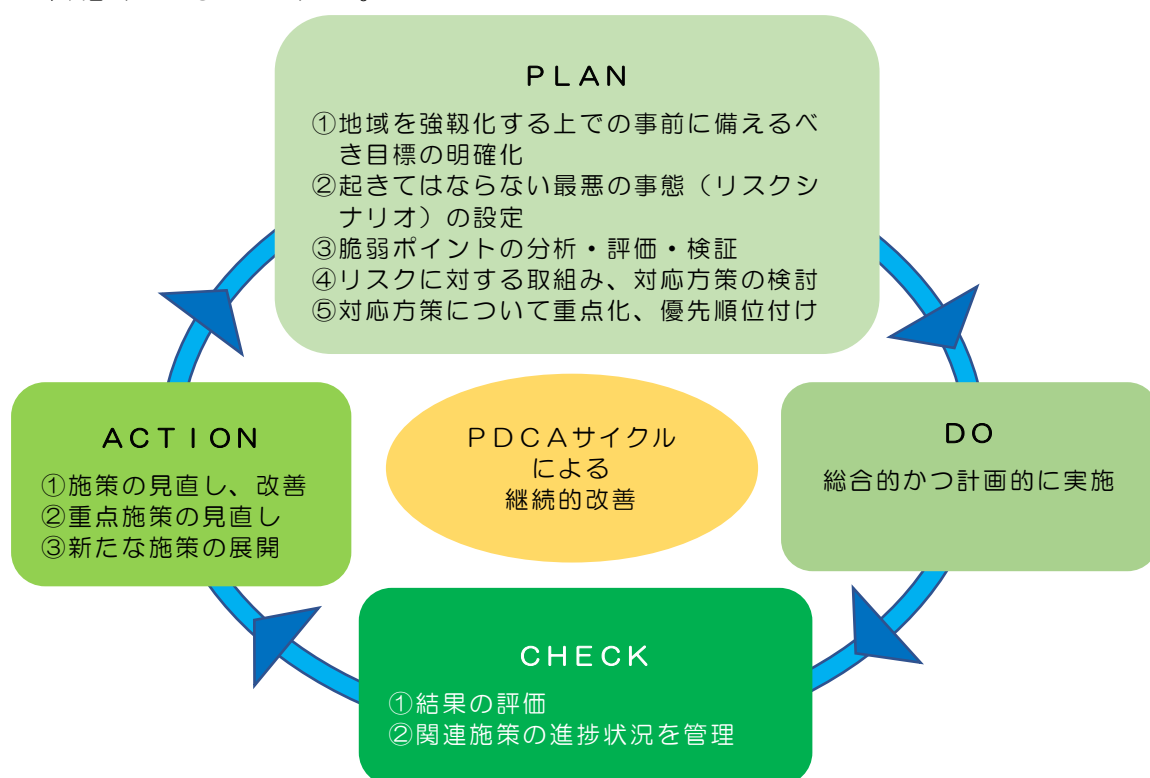
(3) 施策の推進とPDCAサイクル

限られた資源で効率的・効果的に強靱化の取組みを進めるためには、施策の優先度を考慮しながら進める必要がある。

本計画に位置づける個別の施策の推進は、基本目標を踏まえ、それぞれ関連付けられる計画に基づき、優先度を考慮し進めていく。

個別施策の進捗管理については、基本的にはそれぞれ関連付けられる個別計画において評価等を行うこととし、本計画では、今後の社会経済情勢等の変化や新たに実施すべき事業が出てきた場合など、必要に応じて概括的な評価を行うことにより、進捗管理を行っていく。

なお、強靱化に関連する他の計画を見直しする際には、本計画との整合性について留意するものとする。



4 基本的な方針

(1) めざすべきまちの姿

本計画においては、市域の強靱化を図る観点から、めざすべき将来像を次のように定める。

～ 安心、安全に暮らせる つよく・しなやかなまち 四條畷 ～

(2) 基本目標

本計画の基本目標は、国基本計画及び府地域計画を踏まえて、次のように定める。

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化（減災・縮災）を図ること
- IV 迅速な復旧・復興を図ること

(3) 対象とする災害（リスク）

本市が対象とする災害（リスク）は、市民生活・市経済に甚大な影響を及ぼすリスクとして自然災害のほかに大規模事故等によるものが想定されるが、府地域計画と同様に、南海トラフ地震の発生が危惧されていること、また、近年、台風に伴う大雨等による被害が甚大化する傾向となってきたこと等を踏まえ、対象とする災害（リスク）を大規模自然災害〔地震、風水害（台風、豪雨、土砂災害等）〕とし、この災害（リスク）により「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定する。

(4) 事前に備えるべき目標

大規模自然災害の発生を想定して、基本目標を具体化した8の「事前に備えるべき目標」は、国基本計画及び府地域計画を踏まえ、次のように設定する。

1. 直接死を最大限防ぐ
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
3. 必要不可欠な行政機能は確保する
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
5. 経済活動を機能不全に陥らせない
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
8. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する